

目 次

	-	都市語					-															
1	. 目	的と策	定経	緯··						٠.			٠.	 	٠.	 	٠.	 	٠.	٠.		 1
第2	章	全体	構想				· • •		·					 		 		 				 2
1	. 都	市づく	りの	基本	テ-	-マ	ا ع	目標	票				٠.	 	٠.	 		 	٠.			 2
2		来の見																				
3		来都市																				
4		地利用		-																		
5	. 市	街地整	備の	方針										 		 		 				 4
6		市施設																				
7	. 自	然環境	の保	全及	びむ	邹市	環	境刑	彡成	<u></u> の	方金	+ · ·		 		 		 				 8
8	. 都	市景観	.形成(の方	針									 		 		 				 8
9	. 都	市防災	の方	針··										 		 		 				 8
第3	音	地域5	211株才	相 .										 		 		 			 .	 10
-10 -	•	担場 が		_																		
	-	ア																				
	•	ア																				
	-																					
南	エリ	ア								• •			• •	 	• •	 	• •	 		• •		 16
第4	章	協働の	のまっ	ちづ	5 <	り・								 		 		 				 18
1	. 参	加と協	働の	方針										 		 		 				 18
2	. 運	営・管	理体	制・・										 		 		 				 18

第1章 都市計画マスタープランとは

1. 目的と策定経緯

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に基づいて、「市の都市計画 に関する基本的な方針」として定めるものです。

上位の計画となる「第6次小矢部市総合計画」と、富山県が定める「小矢部都市計画区域マスタープラン」(整備、開発及び保全の方針)などに即して、小矢部市の将来都市像を実現するため、まちづくりの総合的な理念・目標と、土地利用コントロールや道路整備など、都市計画の基本的な方針を定めるもので、平成27年度に策定しました。

目標年次:平成 45 年度(2033 年度)

全体構想

全体構想とは、小矢部市全体を見据えて、土地 利用や道路整備の方針、防災に関する方針など 将来のまちづくりの姿を示すものです。

地域別構想

地域別構想とは、全体構想を具体化するとともに、実現に向けた方策として、地域の特性を踏まえた計画を策定し、まちづくりを推進するものです。

・地域区分は、市民生活 などまとまりあるコ ミュニティ単位を基 本とし以下の4区分 とします。

◇北エリア
◇東エリア

◇ポエリア

◇南エリア





小矢部全景



小矢部砺波 JCT

第2章 全体構想

1. 都市づくりの基本テーマと目標

本計画では、都市の課題を踏まえるとともに、「第6次小矢部市総合計画」の将来像を念頭に置きながら、都市づくりの基本テーマと目標を次のように定めます。

◆ 都市づくりの基本テーマ

~ 豊かな自然と共生し 魅力と活力にあふれた安全・安心で

住みよい交流都市 ~

◆ 都市づくりの目標

- コンパクトなまちづくり
- 〇 交流機能の強化
- 〇 定住環境の整備
- 〇 都市基盤整備と維持管理
- 〇 活力を導く土地利用
- 安全で安心なまちづくり
- 〇 環境保全と景観形成
- 〇 住民主体のまちづくり

2. 将来の見通し

将来人口(平成 45 年): 27,100 人

3. 将来都市構造

にぎわい創出拠点

・石動地区、津沢地区をにぎわい創出する拠点として形成、 位置付けます。

広域連携軸

・広域幹線道路の機能強化や公 共交通の利便性の確保を図り また

都市環境ゾーン

・日常生活に密着した商業・業 務機能の充実や良好な居住環 境の創出により、利便性の高 い市街地の形成を図ります。

広域商業拠点

・アクセス道路整備や周辺環境整備 等により魅力ある拠点を形成し、 広域からの集客と市全体への活 性化につなげます。

都市連携軸

・幹線道路の整備充実により広域的な都市間連携の強化を図ります。

土地活用ゾーン

・広域商業拠点や交通の利便性 を活かし計画的な土地活用を 図ります。

文化・交流・レクリエーション拠点

・快適に憩える空間の創出や交 流機能の強化等により、多様 な交流を推進し、地域のにぎ わいを創出します。

親水交流軸

・小矢部川などの自然環境の保 全と親水空間としての整備・ 保全を図ります。

田園環境ゾーン

集落環境の向上、農業振興や 田園集落景観の保全を図ります。

産業振興拠点

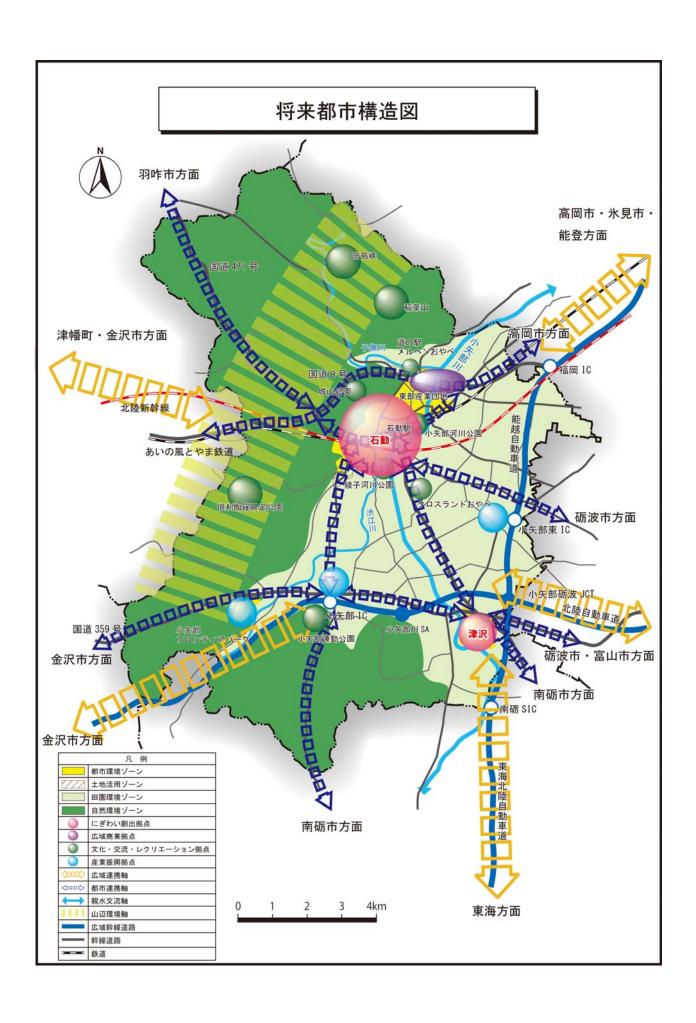
・周辺環境に配慮しつつ、工業 や物流機能の強化を図りま す。

山辺環境軸

・稲葉山・宮島峡県定公園や倶 利伽羅県定公園などの整備・ 保全を図ります。

自然環境ゾーン

・丘陵地などの自然環境や景観 の保全、観光等への活用を図 ります。



4. 土地利用の方針

①均衡ある発展を促す土地利用の推進

・第6次総合計画が掲げる「魅力」、「安心」、「充実」のまちづくりの実現を 目指し、都市的利用と自然的利用との調整を計画的に実施するとともに、土地 の有効活用と土地利用の質的向上を図ります。

②自然環境との調和

・市街地背後の丘陵地や散居村を形成する農地、市街地を流れる河川等と調和した市街地の形成を図ります。

③新たな開発を契機としたにぎわいや魅力を創出する土地利用の展開

・石動駅周辺整備や大型商業施設の立地等の新たな開発を契機として、活力ある 都市を創造するため、賑わいや魅力を生み出す土地利用を展開します。

④地域の実情に応じた土地利用の誘導

・地域の実情と整合し適切な土地利用誘導を図るため、必要に応じて用途地域の 見直しの検討を行います。

⑤コンパクトシティに向けた土地利用の促進の検討

・歩いて暮らせる集約型まちづくりの実現に向け、医療・福祉施設、教育文化施 設等の集約や跡地の有効活用を検討します。

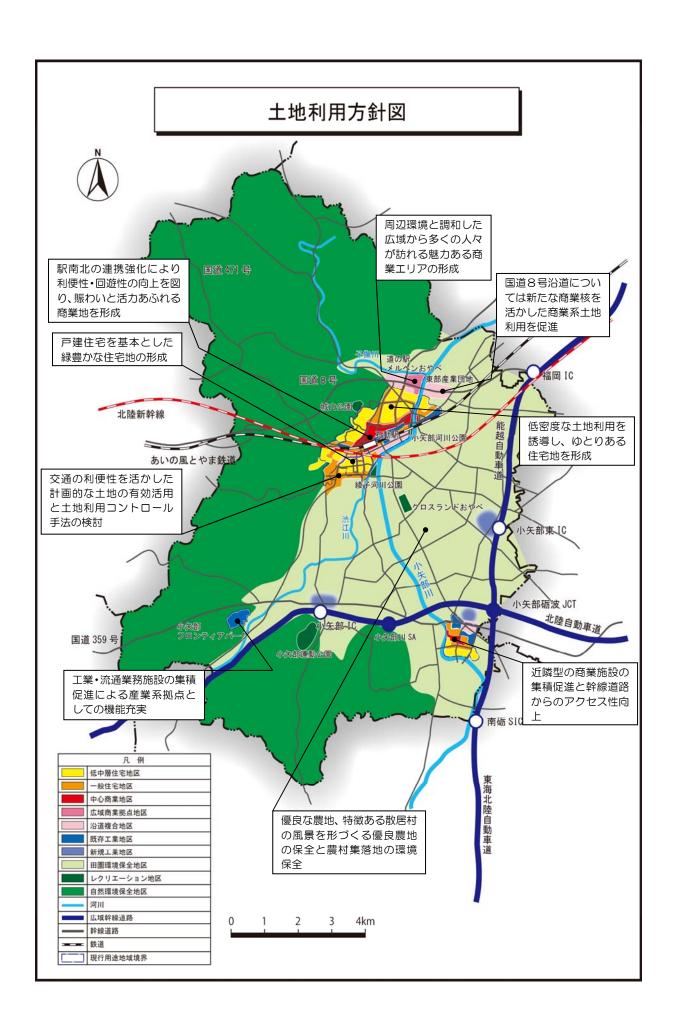
5. 市街地整備の方針

①既成市街地(用途地域)の整備方針

- ・ 石動駅周辺地区の機能強化を図ります。
- ・定住化を促進する暮らしやすい居住環境を形成します。
- ・防災性の高い市街地を形成します。
- ・計画的な市街地の再整備を図ります。
- ・用途地域内における低未利用地の有効活用を図ります。

②新市街地の整備方針

- ・居住系地区:計画的な道路整備と周辺環境に配慮した住宅地の拡大を図ります。
- ・ 商業系地区:周辺環境と調和した魅力ある広域商業拠点を形成します。
- ・工業系地区: I C周辺での良好な産業団地を形成します。



6 都市施設整備の方針

①道路・交通施設の整備方針

- ・近隣都市間や市街地内の連絡性を強化する道路を整備・充実します。
- ・人にやさしい道づくりを推進します。
- ・災害に強い道づくりを推進します。
- ・公共交通の利便性向上に努めます。
- ・道路維持管理の充実、橋梁の長寿命化を推進します。



4車線化された国道8号

- ・公共交通の利便性を高めるため、石動駅南広場の整備を進めるとともに、パーク&ライド等に対応した駐車場の整備、南北自由通路、駐輪場等の整備など、 交通結節点としての機能向上に努めます。
- ・市民の身近な交通手段として市営バスの運行経路・ダイヤ充実やサービス向上 に向けた検討を行うとともに、高速路線バスとの接続による利便性の高い公共 交通網の構築や、公共交通環境の維持に努めます。

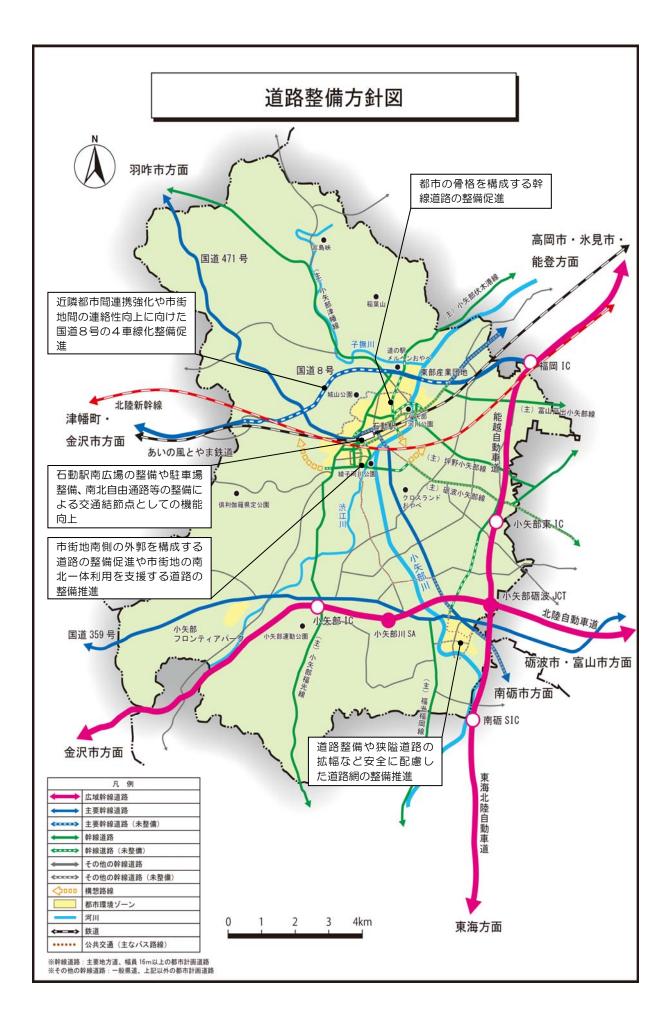
②公園・緑地の整備方針

- 自然豊かな公園や拠点施設の機能強化を図ります。
- ・適切な公園配置の整備を推進します。
- ・市街地における緑化を推進します。
- ・既存公園等を適正に維持管理します。



③その他都市施設の整備方針

- ・下水道・河川、ごみ処理施設、し尿処理施設、斎場・霊園については、地域の 実情に応じた計画的な整備を進めます。
- ・施設の老朽化を踏まえ、施設の長寿命化対策を講じるなど適正な維持・管理に 努めます。



7. 自然環境の保全及び都市環境形成の方針

①自然環境保全の方針

・ 倶利伽羅県定公園、稲葉山・宮島峡県定公園や独特の散居村を形成する田園地帯など、恵まれた自然環境の保全を図ります。

②都市環境形成の方針

- ・本市の特性を活かしつつ、快適で暮らしやすく住 み続けられる都市環境の形成を図ります。
- ・豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくため、 環境負荷の少ない循環型まちづくりを推進しま す。



8. 都市景観形成の方針

- ・市街地を取り囲む山々の緑や散居村、メルヘン風の公共建築物など、本市の自然、歴史、文化等の景観上の特性を把握し、自然環境と歴史的資源が融和した うるおいのある都市景観の形成を目指します。
- ・区域内に点在する歴史・文化資源の保全を図るとともに、市民と一体となって 新たな景観の創造や美しくうるおいのある景観づくりを推進します。

①自然景観形成の方針

・緑豊かな自然や宮島峡を代表とする谷地景観、小矢部川や渋江川、子撫川など の水辺景観、散居村が広がる田園景観の保全育成に努めます。

②都市景観形成の方針

・賑わいを演出する都市景観、幹線道路の沿 道景観、工業団地景観の創出に努めます。

③歴史・文化的景観の方針

・旧北陸街道沿いなど、古来の佇まいを感 じさせる歴史的景観の保全に努めます。

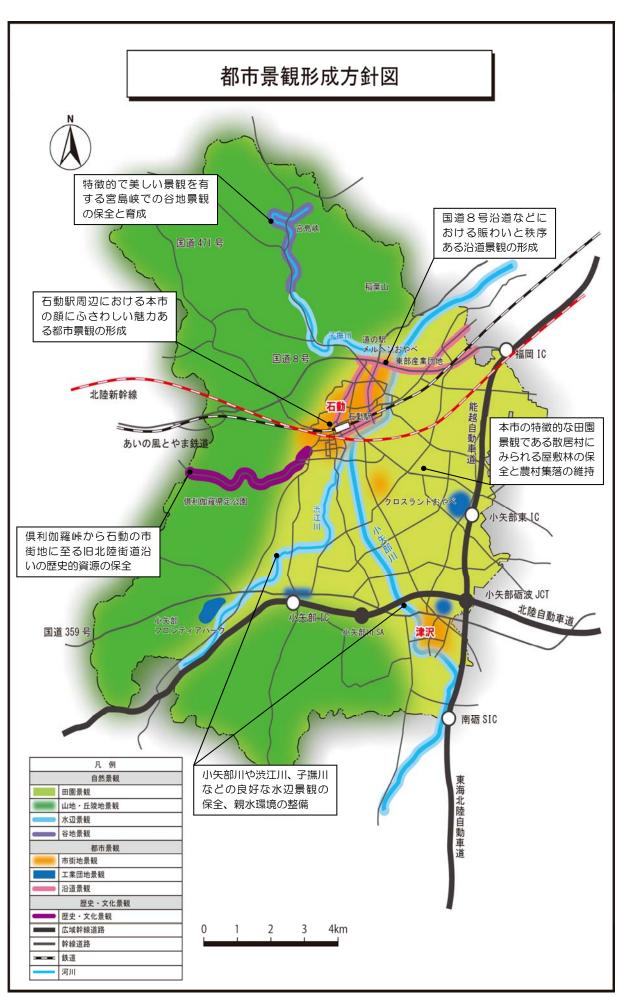


メルヘン建築

9. 都市防災の方針

- ・本市において予想される災害(火災、風水害、土砂災害、地震災害、雪害等)に備えて、災害防止対策や建築物、ライフライン等の安全確保を進め、防災拠点の機能強化を図ります。
- ・災害時の一時避難場所となる公園・緑地の確保や オープンスペースの整備を図ります。





第3章 地域別構想

北エリア

北エリアは、石動市街地と北部山間部からなるエリアです。エリア内にはあいの風とやま鉄道が通過し、石動駅が立地するほか、区域中央を国道8号が東西に横断しており、沿道付近には道の駅や桜町JOMONパーク、東部産業団地等が立地しています。また、稲葉山、宮島峡等の豊かな自然と四万石城下町の歴史・文化が共存し、市の玄関口となるエリアです。



【将来像】

~ 多くの人々が集い、自然や歴史に触れ、買い物・交流を楽しむ 賑わいと活気にあふれた地域づくり ~

【基本方針】

① 玄関口にふさわしい機能と魅力を備えた石動駅周辺の環境整備

石動駅周辺において、南北市街地の一体化と駅へのアクセス性向上、駅利用者の利便性向上と交通結節機能の強化、新図書館等の新たな拠点整備を推進します。

② 広域集客・交流拠点として魅力ある商業エリアの形成

大型商業施設が立地する東部産業団地において、広域集客・交流拠点としてふさわ しい基盤整備を推進し、多くの人々が訪れる魅力ある商業エリアの形成を図ります。

③ 安全・安心して住み続けられる定住環境の整備推進

既存商店街の活性化や生活道路の整備、市営バス利用の利便性向上、水害・土砂災害対策、密集市街地の防災対策の強化等を推進します。

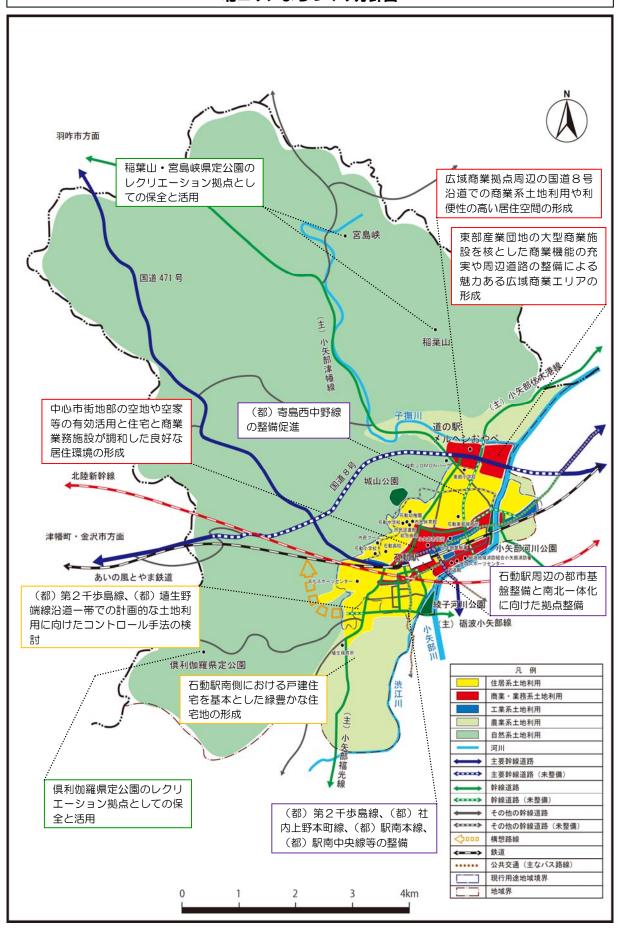
④ 豊かな自然環境や良好な景観の保全・育成

稲葉山・宮島峡県定公園等の豊かな自然環境と 小矢部川、子撫川等の良好な水辺空間の保全・育 成、埴生地区等の北陸街道沿いの歴史性や寺院群 等を活かしたまちづくりを進めます。



東部産業団地の大型商業施設

北エリアまちづくり方針図



東エリア

東エリアは、市域の東端に位置し、砺波市、高岡市と接し、区域内を南北に能越自動車道が縦貫しており、小矢部東ICが立地しています。

一方、区域北部には国道8号が東西に横断し、能越自動車道福岡ICに接続しています。エリア内は、散居村を形成する農地が広がっていますが、住宅や商業業務施設、工場、物流施設等も混在立地しています。



【将来像】

~ 緑豊かな田園環境と人々の営みが融合した うるおいのある地域づくり ~

【基本方針】

① 田園環境と調和した秩序ある土地利用の推進

散居村を形成する優良な農地を保全するとともに、田園環境と調和した秩序ある土 地利用を誘導し、居住環境と産業環境が共存した活力ある地域づくりを推進します。

② 緑豊かな田園集落環境の保全と住みよい住環境の形成

散居村を形成している田園集落環境の保全を図るとともに、住宅地の生活道路や身 近な公園・広場の整備、市営バスの利便性向上、水害等の災害対策等を図ります。

③ 多くの人々や芸術・文化との交流を育む魅力ある拠点形成

多くの人々が集い、芸術・文化を通して交流を育む拠点として、クロスランドおや べの魅力向上と機能充実を図ります。

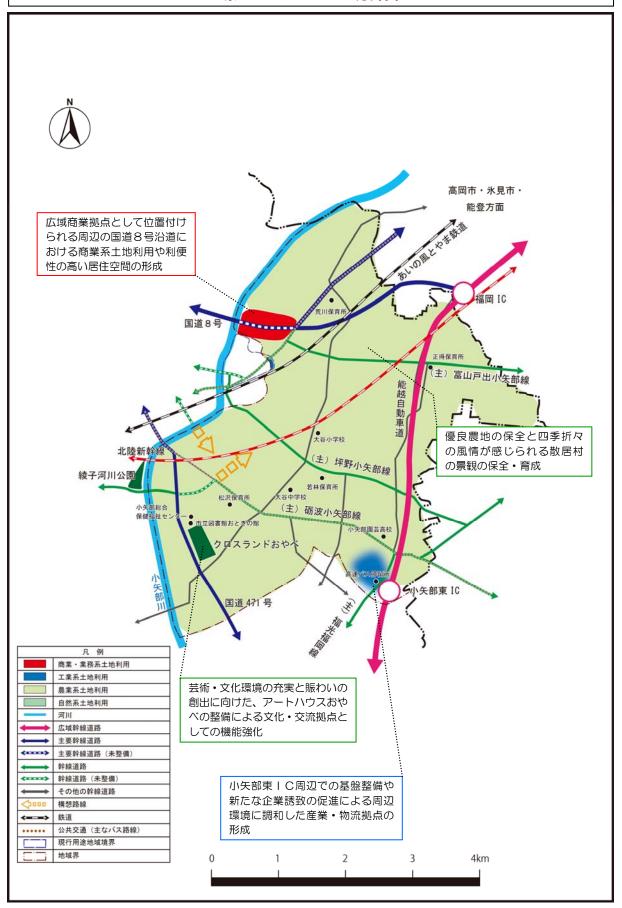


クロスランドおやべ



散居村のたたずまい

東エリアまちづくり方針図



西エリア

西エリアは、市域の西端に位置し、区域中央を北陸自動車道が東西に横断し、小矢部ICが立地しています。

エリア内には、高速交通アクセス利便性を活用した小矢部フロンティアパークが整備されています。 また、エリア内を富山庄川小矢部自転車道が通過 し、丘陵地には運動公園や民間ゴルフ場が立地する など、スポーツ・レクリエーションエリアの様相を 呈しています。



【将来像】

~ 環境と調和した産業拠点・レクリエーション拠点の形成と やすらぎのある暮らしを享受できる地域づくり ~

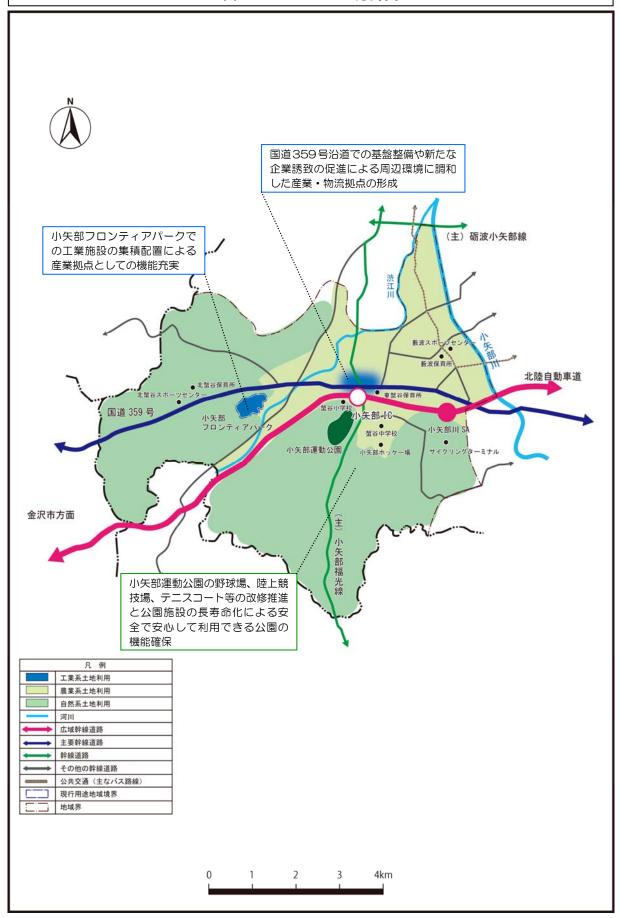
【基本方針】

- ① 自然や田園環境と調和し暮らしやすい居住環境の形成 集落地の安全な生活道路の整備や市営バスの利便性向上、防災対策の強化、良好な 生活環境の保全等を図ります。
- ② 良好な立地条件を活かした活力ある産業拠点の形成 小矢部フロンティアパークにおいて、企業誘致及 び産業集積を促進し、環境と調和した活力ある産業 拠点の形成を図ります。



③ 豊かな自然環境の保全と自然とふれあうレクリエーション拠点の形成 農地や森林の豊かな自然環境を保全するとともに、身近なやすらぎの場及び自然と ふれあう場として、小矢部運動公園のレクリエーション機能の強化を図ります。

西エリアまちづくり方針図



南エリア

南エリアは、津沢市街地を中心とする地域で、市域の南東部に位置し、砺波市及び南砺市に接しています。

区域中央を東西に北陸自動車道が横断し、さらに、 東端を南北に東海北陸自動車道及び能越自動車道 がそれぞれ縦断し、小矢部砺波JCTが立地するな ど、高速交通体系の要衝として位置付けられます。 また、加賀藩の藩倉と運漕の町とした栄えた面影 が残る街並みや津沢夜高行燈祭等の伝統芸能が継 承されている歴史・文化の薫り高い地域です。



【将来像】

~ 緑と歴史文化に包まれて 快適・良好な生活環境を実感できる地域づくり ~

【基本方針】

① 既存商店街の活性化と賑わいの創出

近隣型の商業施設の集積促進や地域の特色を活かした商店街づくりにより、既存商 店街の活性化と賑わいを創出し、買い物の利便性を提供します。

② 快適性と利便性を備えた居住環境の形成

利便性の高い商業環境の充実をはじめ、広域道路や生活道路の整備、市営バスの利 便性向上、身近な公園・広場の整備等の推進を図ります。

③ 優良農地の保全と秩序ある適切な土地利用の誘導

四季折々の散居村の風景を展開する優良農地を保全するとともに、国道 359 号、471 号沿道における秩序ある土地利用を誘導します。

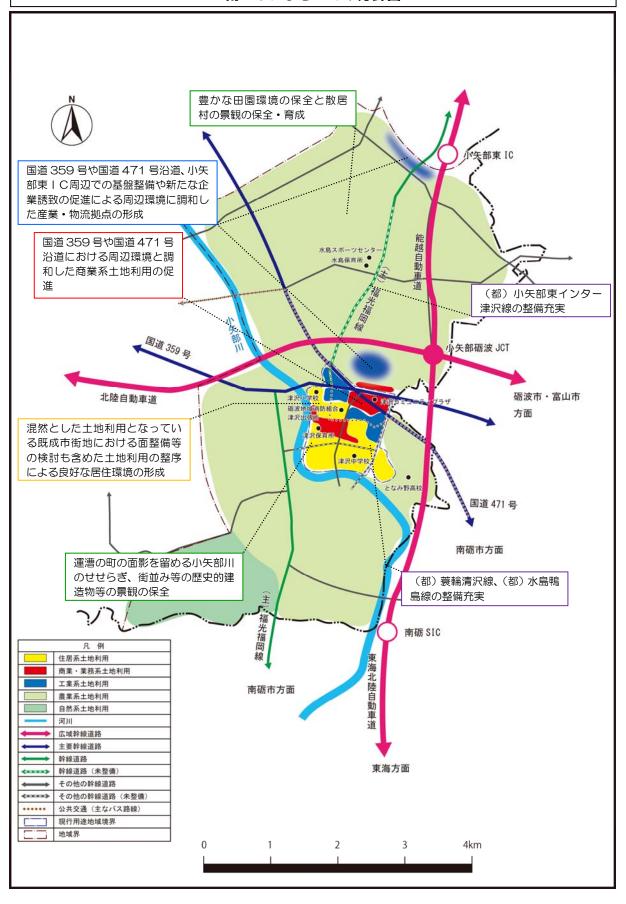
④ 良好な景観や歴史的環境を活かしたまちづくり

小矢部川の水辺景観や舟着場跡、運漕の町とした栄えた歴史性を活かし、うるおい豊かで歴史的雰囲気が漂う地域づくりを推進します。



津沢夜高あんどん祭

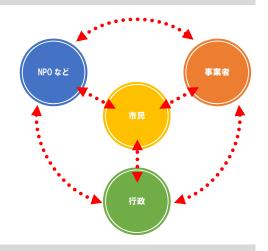
南エリアまちづくり方針図



第4章 協働のまちづくり

1. 参加と協働の方針

都市計画に関する各事業を計画・実施す る際には、市民、事業者、NPOなどが、 計画策定に参画できる機会を増やし、協働 によるまちづくりを推進します。

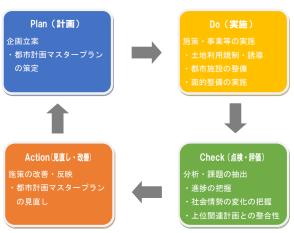


2. 運営・管理体制

公園の維持・管理などのソフト事業に関して、市民・ 事業者との意見交換を随時行い、協力を求めながら、計 画・各種事業の実現を図ります。

また、都市計画に関する計画・事業は、時代の潮流や 都市の変化に適切に対応し、計画的に推進するため、 PDCA のサイクルに基づき、計画のローリングによって長 期的な運用・管理を行います。





お問い合わせ先

小矢部市都市計画課 富山県小矢部市本町1番1号

Tel: 0766-67-1760

